

法人県民税（法人税割）の超過課税の期間延長について

令和7年7月
滋 賀 県

平素は、県政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本県では、令和8年1月31日までに終了する事業年度の法人県民税の法人税割につきまして、財源の充実確保を図るため標準税率の1.0%に0.8%上乘せする超過課税をお願いし、健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全などの施策を実施してきたところです。

この度、今後の超過課税のあり方について滋賀県税制審議会に諮問を行ったところ、県政の課題への対応や滋賀の未来を見据えた施策を推進していくために、引き続き自主財源の充実確保を図る必要があることなどから、現行制度を継続することが適当である旨の答申が出されました。

この答申を受けて、令和7年6月滋賀県議会定例会において、下記のとおり滋賀県税条例の一部を改正し、適用期間を5年間延長することといたしました。

各位にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象法人等（従前のとおり）

資本金1億円超または法人税額年2,000万円超

2 超過課税の税率（従前のとおり）

1.8%

※資本金1億円以下かつ法人税額年2,000万円以下の場合は、法人税割の税率は1.0%です。

3 適用期間

法人県民税法人税割の超過課税について、適用期間を5年間延長します。

現 行：令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

改正後：令和13年1月31日までの間に終了する各事業年度分

※滋賀県税制審議会の答申は、滋賀県ホームページで公表しています。

滋賀県トップページ〉県政情報〉県政運営・行政改革〉審議会〉滋賀県税制審議会

〈お問合せ先〉

- ・超過課税の適用期間の延長について

滋賀県総務部税政課 課税指導係 電話 077-528-3215

- ・法人二税（県税）の申告・納付について

滋賀県西部県税事務所 課税一課 電話 077-522-9804